

## 第16回京都地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成20年12月2日午後1時30分から午後4時15分まで

### 2 場所

京都地方裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員)

稲富哲哉，栗山裕子，幸谷充康，齋藤淑子，田端泰子，吉田康二，渡辺都，  
安保嘉博，谷岡賀美，吉野孝義，米山正明

(事務担当者等)

中村隆次裁判官，井土正明裁判官，葛原毅民事調停委員，吉田三枝子民事調  
停委員，小森友幸，木崎正，福森雅久，田村傳一郎，油谷和夫，水野和雄，蒔  
田豊人，内田光一

### 4 議題

調停制度について

### 5 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 議事

(発言者： 委員， 委員長， 裁判官， 民事調停委員)

ア 井土正明京都簡易裁判所上席裁判官から調停制度手続に関する説明

(「民事調停制度の概要について」のレジюмеに基づいて説明)

イ ビデオ上映(調停手続について)

ウ 中村隆次京都地方裁判所民事上席裁判官から専門調停手続について説明

エ 意見交換

弁護士としては、以前は、調停制度に対して、あまり積極的イメージを持っていなかった。民事紛争については、訴訟で白黒はっきりさせるべきではないか、そのために裁判官や弁護士の数を増やして訴訟制度をより活性化すべきではないかなどと考えていた。しかし、最近では、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律という法律もでき、訴訟とともに、ADRも充実させる必要があるという流れに変わってきている。

京都簡易裁判所には、スタッフがそろっていて、ハード面も充実しており、件数も訴訟と同じくらい処理しており、裁判所の調停は非常にうまく機能していると思っている。また、国民の紛争解決のメニューを増やすという観点から民間のADRも充実させていく必要があり、弁護士会にはADR法に基づいて認証された紛争解決センターもある。

費用の面からは、裁判所の調停は法律扶助が使えず、手数料として印紙代がかかり、これがかなりの負担になることもある一方、弁護士会の調停は費用の面では手続の当初の段階では一万円だけでよい。また、利用者の立場から見ると、失礼かもしれないが裁判所の調停委員は当たり外れがあるといわれることがある。弁護士会の調停の場合は、いずれも弁護士が調停委員を行い、きちんと紛争の争点整理を行って調停を進めていくので効率的である。ただし、弁護士会はスタッフが乏しく、調停運営に当たっての当事者の負担が裁判所の調停に比して大きい。

このような様々な面を見ながら便利な手続を選択していくことになると思う。

私は建築関係の調停委員をしているが、事件に関与するなかで、判子もなしに家を買ったり、契約書もなしに大きなお金を動かしたりなどといったことが現実にあるのだということを認識した。また、モラルが低下してきており、お金のためなら何でもするというか、人の気持ちを考えない人が増えているということを感じている。

建築関係の事件は、高額な金銭が絡むので、大きな損失を被る人もおり、仮に、私たちのような者が最初から係わっていれば、そうした被害を受けずに済んだのと思うこともある。私たちが関与することによって、調停が成立するのはうれしいが、高額な金銭が絡むような事件で判断をするのは難しいと感じている。

建築関係の紛争については、専門的な話になるので、弁護士を代理人に付ける必要があると思う。当事者本人同士だと、感情のもつれから、話が堂々巡りになることもある。

建築事件というのは、裁判の中でも難しい事件の一、二番に入る。この事件の関係では、専門家調停委員を更に活用できるようにしたいと考えている。

私の会社では、日本の調停を使ったことはないし、訴訟もないが、アメリカで裁判になったことはある。アメリカでは調停に似たものとして仲裁制度があるが、訴訟制度の方がスピーディーである。

調停制度は非公開の手続であるので、あまりメディアで取り上げられることはない。

ところで、調停においては、障害のある人に対する配慮はされているのか。手話等、裁判所としてどのような受け皿を持っているのか。

手話通訳の要員はないが、身体障害者や高齢者が来庁した場合は、車椅子が用意してあり、それに対応している。障害のある人に対応できるような調停委員を確保したいと考えているが、実現していない。

なお、精神に障害がある人、言葉が通じない人が来庁したことがあるが、調停期日当日は本人の日常のケアを行っている福祉の人が同行してもらった。

今後スタッフの面の充実等、課題があると言える。

授業料や入学金の返還訴訟といった件で裁判に係わったことがある。調

停の経験はないが、先ほどの話を聞いて、調停も大事な制度だと思った。

ところで、調停事件の新受件数が平成14、15年ころに急激に伸びた後、また急激に減っているが、それはなぜか。次に、特定調停事件が多いのはなぜか。医療関係の調停は多くないのか。更に、これから増えることが予想される事件は何が考えられるか。医者の方から、最近患者の方の自己主張が強くなってきたという話を聞いている。自分の権利は主張し義務はなおざりにするような非常識な人が当事者だったときはどのように対応するのか、少しお説教みたいなことをするのかを聞きたい。

調停事件が、平成14、15年に急増し、その後減っているのは、多重債務者の申し立てる特定調停が平成14、15年に増え、その後、減ったことが原因である。特定調停事件は、多重債務を抱えた人が申立人となり金融機関が相手方になる事件であるが、金融機関一社について一件の事件として扱うことになっており、10社からお金を借りていれば、10件の事件ということになる。したがって、この関係の事件の増減が、調停事件全体の増減に大きく結びついていると言える。

医療関係の調停は、以前からあるが件数としては多くはない。医療関係の調停は、患者側が損害賠償を申し立てるだけでなく、医療機関側が損害賠償債務不存在を申し立てる場合もある。いずれもなかなか話し合いで決着しない。

今後増加しそうな事件というわけではないが、景気が良いと地代や家賃の増額請求の申立てが多くなり、景気が悪くなると、そのような申立てが減る傾向がある。

医療事件の調停を行ったことがあるが、その時はもう一人の調停委員は医師だった。申立人が患者側で相手方が病院側であった。双方から事情を聞き、それぞれの言い分をそのままストレートに伝えることはせずに、だいたいこの辺で解決してはどうかという調停案を出した。

非常識な人が当事者であった場合どのように対応するかについては、確かに最近が目先の快樂ばかりを考え、将来のことを考えない人が多いような気がするので、人生の先輩としてひと言言わせてもらうことがある。

私も若い人に対しては、年の功ということでひと言言わせてもらうことがあるが、年齢の高い人は聞く耳を持たない人がいる。裁判官の助言を得ながらケースバイケースで対応している。

特定調停という制度は平成12年にできて、それが周知され平成14年から16年にかけて一つのピークがあった。破産事件も平成15年がピークだった。その後、景気が若干回復して、事件の減少につながったのかもしれないが、今後どうなるかは分からない。ただし、利息制限法を超えるグレーゾーンの金利を返還する必要がなくなったので、その金利分を返還するために多重債務となることはなくなるだろう。そうした面で、特定調停が増えるということはないのではないかと。しかし、これから増える事件の種類はなかなか読めない。

調停制度は大変難しいものだ、実際の調停の場面では大変なことになるのだなと思った。

調停委員としての指定を受けると、第一回調停期日で当事者から話を聞く前に、記録を読み込んで何が問題になるのかについて詳しく勉強する。更に期日で話を聞いた上で勉強をするのだが、裁判所の資料室や図書館で資料を読む。このように調停委員の指定を受けるたびに勉強を重ねている。

私も法律の専門家ではないが、かつては公務員であったので、法律に則って仕事を進めていくことには慣れている。調停委員の指定を受ければ、申立書を読み込み、争いの原因は何かを考え、解説書等を読んで勉強をする。こうした勉強を重ねるのは我々の義務と考えており、その上で調停期日で当事者に向き合うようにしている。また、評議といって、調停委員会の中でいろいろ教えてもらうこともあり、調停委員として非常に良い経験

をしていると思っている。

私が教師をしていたときは、生徒や保護者同士、保護者と先生との間の調停ばかりしていたような感じがする。モンスター・ペアレンツという言葉があるが、仕事として保護者の言い分を聞くのは本来の業務であって、それをしてモンスターと受け止めてはいけないと思う。ただし、価値観が多様化してきており、それに応じた対応が必要にはなっている。

調停に関する説明を受けたが、いずれにしても間をとって最後の帰着点に持っていき当事者同士の合意を図るのは大変なことだと感じた。

離婚の家事調停については、将来にわたる養育費の支払いの問題があるが、調停で合意したことはどのように遵守させていくことになるのか。

調停で合意した事項は調書に記載され、判決と同様に、それに基づいて強制執行ができる。したがって、調停条項は強制執行できるように的確に定めておく必要がある。例えば、債務者の親が連帯保証人になる場合には、連帯保証人である親に対しても強制執行ができるような調停条項を定めておく必要がある。ただし、強制執行は財産があればそこにかかっていけるものであって、財産が何も無い人に対しては強制執行をしても金銭の支払いを受けることはできない。

調停には、民事調停と家事調停とがあり、家事調停は家庭裁判所で行う。民事調停でも家事調停でも取扱いが可能な分野があるが、遺産分割や養育費の支払いについては、家庭裁判所で取り扱う。内縁関係の解消や、離婚後のもめ事の解決は簡易裁判所でも行うことができる。

家庭裁判所には家庭裁判所調査官がいて、家事審判官の指示に基づいて履行の勧告、履行を命ずることができる。その意味では、家庭裁判所の調停の方が、スタッフがそろっていて、履行についても強力ということもできる。

調停委員が当事者に対してひと言小言を言っているという話については、

裁判官も必要に応じて調停室に行って、無茶な主張をしている当事者を諭したりしている。そして、裁判官が調停室を出た後に、調停委員がそれを踏まえて調停を進める。

また、調停の内容や調停委員に対する苦情は、書記官や事務官が対応している。もちろんすべてを聞き入れるというわけではなく、事案に応じて対応している。中には、1、2時間もの間、職員に対して苦情を言う人もいる。

このように、調停の運営は、民事調停主任裁判官が、調停委員のみならず、書記官及び事務官を含めて、組織として役割分担をして対応している。

履行確保という点については、判決で命令されるよりも、調停や和解で合意した方が履行される確率が高い。養育費の支払いが滞る場合が多いが、別れた夫については、特に若い男性の場合、自分の子供のために養育費を支払わなければならないという意識が乏しいところがある。

ところで、紛争の総合的解決能力という面では、確かに裁判所の調停は十分機能していると言える。裁判所の調停というのは、司法を勉強する場所、社会について勉強する場所と言えるのではないか。

一方で訴訟は、専門的で費用もかかる、また、裁判官はポーカークフェイスなので勝たしてもらえるのかどうか最後まで分からないというようにリスクな面がある。調停は、法律に則って行われ、かつ結論がどうなるかということもだいたい見通しがつく。したがって、いきなり訴訟をするよりも、まず調停で法律のこととか、事件がどうなっていくのかという見通し、情報を勉強するというのも意義のあることである。また、様々な情報を入手できるという面があって、市民にとっては全く個人的な紛争解決の在り方と、それから訴訟という厳格な手続との中間で、非常によい制度として調停があるというように思っている。そういうことで、裁判所の調停は高く評価しているが、それだけでは十分ではないところがあるので、消

費者センターなど専門家が行っている仲裁機関等も必要と言える。

強制執行については、債務者に財産があるはずなのに見つけれないといった不満が高い。財産開示制度ができたが、この手続では、正直に話さなくとも罰則を受けないので、債務者が自分の財産状況について必ずしも正直に話さないとも言われている。したがって、この制度に罰則の規定を設けるべきという意見がある。この制度を実行化しないと司法に対する不満につながるのではないか。

調停を運営していて感じるのは、中には法律や社会保障制度を悪用している人もいる、また、調停が成立しても履行しないといった個人としてのモラルが欠如している人がいる。そうした人に対して、どのように対応していくかが問題であろう。

確かに、モラルが欠如している人と対応すると無力感を感じる。時には調停制度の限界を感じることもある。調停委員として様々な問題に対処できるだけの力を身につけないといけないと思う。

私も10年前に法務局の訟務部にいたことがあり、国の代理人として調停に関与したことがある。そのときも、調停委員は大変だなと実感した。価値観の変動というものがあり、中には犯罪に走る人もいる。

調停委員の確保の問題については、現在は大量退職時代ということもあって、会社を辞めた方等が自薦他薦も含め、相当数裁判所に申込みがある。そのようなこともあり大都市では調停委員の確保については苦労していない状況である。ただし、例えば京丹後等の北部地区に十分な確保ができていない。専門家調停委員も不足している。

今後とも、本日の各委員からの意見を参考にして、調停の運営だけでなく、調停制度における司法行政面の対応も適切に行っていきたい。

#### オ 次回のテーマ

現在、裁判員制度の施行に向けて庁舎の改修工事を行っているところで

あり，次回の地方裁判所委員会までには，その工事がすべて完了し，備品もある程度設置される予定である。そこで次回の委員会では，各地方裁判所委員の皆さんに，裁判員（候補者）の方々が実際に裁判所に来ることになった場合に通る動線を実際に歩いてもらい，そこでどのように感じられるか御意見をいただくこととしたい。

次回の地方裁判所委員会の前に実際に裁判員候補者に対して送付する呼出状等を各委員に渡していただき，裁判所内の目的の場所にきちんと行けるかどうか試すというのはどうか。

そのように対応させていただく。